

人間文化研究機構著作物取扱規程

平成18年12月19日
人間文化研究機構規程第117号

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構（以下「機構」という。）の発意に基づき職務上作成された著作物（著作権法第15条に定める「職務上作成する著作物」をいう。）及び著作者から著作権を機構に譲渡する申し出のあった著作物を、機構の知的資産として蓄積して活用するために、機構に帰属する著作物に関する権利の取扱いについて規定し、もって機構における研究・教育活動を促進し、これを社会へ還元することを目的とする。

(機構が著作者となる著作物)

第2条 機構において研究活動に従事する教職員等が、機構の発意に基づき職務上作成する著作物（データベース、映像、コンピュータプログラム等の著作物を含む。）で、機構又は機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）名義の下に公表するものの著作者は、その作成時に別段の定めがない限り機構とする。

(著作権が機構に帰属する著作物)

第3条 次の著作物に関する財産的権利である著作権は、機構に帰属する。

- (1) 前条の著作物
- (2) 著作者が著作権を機構に譲渡することを申し出た著作物
- (3) 機構が契約当事者である共同研究、受託研究の契約に基づき、著作権が機構に帰属するものとされた著作物
- (4) その成果の著作権が機構に帰属することを条件として機構から受けた研究助成の成果である著作物

2 前項第2号から第4号の場合には、著作者人格権は著作者に帰属する。

(機構が許諾契約等を行う著作物)

第4条 機構が著作権を有する著作物の機構外への利用許諾又は譲渡については、機構と著作者との間で別段の定めのない限り、機構がその契約を行う。

(著作権の管理)

第5条 機構に帰属する著作権については、知的財産管理室が責任を持って管理を行い、その管理情報を公開するものとするが、管理業務を権利が発生した機関等に委任することができる。

(知的財産管理室への報告)

第6条 知的財産管理室担当理事は、著作権の取得・管理・許諾等の状況について、定期的に知的財産管理室に報告するものとする。

(著作者の協力)

第7条 著作者は、知的財産管理室の要請に応じ著作権の管理・許諾・譲渡等に関して必要な情報を提供し、協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 著作権の管理・許諾・譲渡等に伴う諸費用は、機構の負担とする。

(対価の配分)

第9条 著作権の許諾・譲渡等により収入を得た場合には、その管理・許諾・譲渡等に要した諸費用を除き著作者及び機構に配分する。

2 配分は、著作者、その著作者が所属する機関及び機構に対して別に定める基準に基づき配分するものとする。ただし、著作者への配分は、著作者の意思により当該機関への配分を可能とする。

3 対価を受ける権利は、著作者が機構を退職した後も存続する。ただし、著作者又はその承継人が、機構に対して、対価の支払先を特定するために必要な所定の事項を届け出なかった場合はこの限りでない。

(その他)

第10条 この規程の改廃は、知的財産管理室の議を経て機構長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、著作物の取扱いに関し必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年12月19日から施行する。